



入札告示

札幌市告示第 1466 号

除雪車両の車検及び定期点検整備に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 18 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局土木部雪対策室計画課調整係
電話(011)211-2682 FAX(011)218-5141
メールアドレス yukikei@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

- ア 除雪グレーダ G-9 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
- イ 除雪グレーダ G-57 号ほか 17 台車検及び 12 か月点検整備
- ウ 除雪ドーザ S-1 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
- エ ロータリ除雪車 R-142 号ほか 23 台車検及び 12 か月点検整備
- オ ロータリ除雪車 BR-23 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
- カ ロータリ除雪車 BR-10 号ほか 24 台車検及び 12 か月点検整備
- キ ロータリ除雪車 BR-20 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
- ク ロータリ除雪車 R-66 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
- ケ ロータリ除雪車 BR-12 号ほか 26 台車検及び 12 か月点検整備
- コ 除雪グレーダ G-4 号ほか 14 台車検及び 12 か月点検整備
- サ 除雪グレーダ G-50 号ほか 9 台車検及び 12 か月点検整備
- シ ロータリ除雪車 R-62 号ほか 3 台車検及び 12 か月点検整備

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

上記 2 (1) の件名ごとに、次のとおりとする。

アからケまで 令和 4 年 5 月 13 日から令和 4 年 10 月 6 日まで

コからシまで 令和 4 年 5 月 13 日から令和 4 年 9 月 15 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質管理若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号の一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 令和 4～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において業種が大分類「一般サービス業」、中分類「車両整備業」に登録されている者であること。

(3) 札幌市内又は隣接している市町村に本店又は支店を有し、整備実施工場が市内又は隣接する市町村であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(7) 当該業務の実施にあたり、整備実施工場が道路運送車両法における認証又は指定工場であること。

(8) 業務内容に該当する除雪機械（車両）の製造者から整備等に必要な技術指導および部品供給が遅滞なく受けられること。また、過去 3 年間に於いて本業務と同様な官公庁発注の整備業務の受注実績があること。

(9) 整備作業および車両保管等に必要の場所が十分に確保されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 札幌市建設局土木部雪対策室車両管理事務所
電話(011)681-4311 FAX(011)681-4938

(2) 入札説明書の交付方法

上記4(1)の場所にて交付する。また、入札説明書は札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

掲載先 URL :

http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/syaryou_r4-1.html

5 入札の日時及び場所

(1) 入札の日時

上記2(1)の件名ごとに、次のとおりとする。

- ア 除雪グレーダ G-9 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 13 時 00 分
- イ 除雪グレーダ G-57 号ほか 17 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 13 時 10 分
- ウ 除雪ドーザ S-1 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 13 時 20 分
- エ ロータリ除雪車 R-142 号ほか 23 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 13 時 30 分
- オ ロータリ除雪車 BR-23 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 13 時 40 分
- カ ロータリ除雪車 BR-10 号ほか 24 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 13 時 50 分
- キ ロータリ除雪車 BR-20 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 14 時 00 分
- ク ロータリ除雪車 R-66 号ほか 25 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 14 時 10 分
- ケ ロータリ除雪車 BR-12 号ほか 26 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 14 時 20 分
- コ 除雪グレーダ G-4 号ほか 14 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 14 時 30 分
- サ 除雪グレーダ G-50 号ほか 9 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 14 時 40 分
- シ ロータリ除雪車 R-62 号ほか 3 台車検及び 12 か月点検整備
令和 4 年 5 月 9 日 (月曜日) 14 時 50 分

(2) 入札の場所

札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 札幌市建設局土木部雪対策室車両管理事務所

6 入札書の提出方法

上記5の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函(紙入札方式)すること(送付及び電送による提出は認めない)。

7 入札参加資格の審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を令和4年4月28日(木)17時00分までに上記1へ提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参

加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。
また、入札者は開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当した場合は免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公平に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 詳細は入札説明書による。